公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１１２８号
さいたま市浦和区東岸町９番20号　新山ビル407号
債務者　岡本　　淳
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１５号
神奈川県大和市下鶴間2934番地　フラッツグリーンヒルＡ101
債務者　卜部　賢治
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８１６号
神奈川県大和市下鶴間2934番地　フラッツグリーンヒルＡ101
債務者　卜部　　楊
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　裕彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８３号
京都市中京区二条通高倉東入観音町78番地
債務者　片岡　征夫
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
広島県呉市本通６丁目５番７―302号　火岡ビル
債務者　山本　秀哲
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　直宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第５４９号
熊本市南区出仲間８丁目２番52号　マノアール・ウエスト106
債務者　村上　誠也
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
栃木県栃木市大皆川町471番地２
債務者　清野　幹夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９３４号
大阪府富田林市須賀１丁目９番１号102、前住所大阪府羽曳野市古市６丁目27番９号
債務者　沼田　安純
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
静岡県島田市落合83番地、旧住所静岡市駿河区曲金５丁目13番35号　コーポ佐一Ａ302号
債務者　半田佐也美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川アトム
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０号
愛知県岡崎市井内町字久世69番地　サンパレス井内205、前住所愛知県岡崎市美合町字生田84番地４　小野田方
債務者　水落　圭作
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
愛知県瀬戸市陶原町４丁目７番地　バンベール瀬戸303
債務者　杉浦　　明
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７５８号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後111番地の２、住民票上の住所名古屋市緑区有松南501番地シンフォニアＡ―1304
債務者　岩野　裕一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２２号
札幌市東区苗穂町３丁目４番12―703号
債務者　能村　弘一
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川秀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６２号
岐阜市則武西２丁目２番２号　レジデンス高橋Ｄ102号室
債務者　プティ・ブローニュ・ドゥーブルことあうん堂こと　光田　　歩
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５４８号
静岡市駿河区下川原２丁目12番Ｄ―201号、旧住所静岡市駿河区中吉田16番31号
債務者　田中イヨ子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１６号
奈良県桜井市大字大福795番地
債務者　島岡　生子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
奈良地方裁判所